

豊橋市委託業務総合評価競争入札実施要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、豊橋市が発注する測量、設計及び調査等の委託業務（以下「委託業務」という。）のうち、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

第2章 豊橋市総合評価委員会

(総合評価委員会の設置等)

第1条の2 総合評価競争入札に関する事務を行うため、豊橋市総合評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 総合評価競争入札に係る申込みのうち価格とその他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）の案の作成
- (2) 学識経験者の意見聴取
- (3) 技術資料の審査
- (4) 低入札価格調査に関する意見表示

(構成)

第1条の3 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 土木建築総合評価委員会

委員長 建設部次長

副委員長 契約検査課長

委員 契約検査課主幹、土木管理課主幹、道路建設課課長補佐、建築課課長補佐

(2) 上下水道総合評価委員会

委員長 上下水道局次長

副委員長 上下水道局総務課長

委員 契約検査課主幹、浄水課課長補佐、水道管路課課長補佐、下水道施設課専門員、下水道整備課課長補佐

(会議)

第1条の4 委員会は、必要に応じ開催し、委員長が総理する。ただし、委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

2 委員会の庶務は、契約検査課又は上下水道局総務課において処理する。

3 契約検査課長又は上下水道局総務課長は、会議の経過を記録しなければならない。

第3章 入札手続

(対象業務)

第2条 総合評価競争入札の対象は、一般競争入札に該当する委託業務の中から豊橋市建設工事審査会又は豊橋市建設工事審査会部会（以下「審査会等」という。）で決定する。

(入札参加資格等の公告)

第3条 総合評価競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準

2 入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律第12条に規定する事項の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者についての委託業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の委託業務経験に関する要件（以下「技術的能力」という。）が含まれていなければならない。

(落札者決定基準)

第4条 総合評価競争入札を行う場合には、落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準を定めようとするときは、地方自治法施行規則第12条の4に基づき、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないものとする。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、委員会における審査を経て、審査会等において決定するものとする。

(評価基準)

第5条 評価基準は、第3条第2項の技術的能力の審査の要件を満足する者を対象として、次の評価項目により得点を配分して設定するものとする。

なお、技術資料の評価は、総合評価落札方式一般競争入札参加資格確認申請書及び加算点申告表により行うものとする。

- (1) 評価項目は、企業の業務実績に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項とし、必要に応じ個別の案件ごとに設定する。
- (2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術資料の審査、評価により加算し、その合計を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第6条 総合評価は、評価点を当該入札者の入札価格で除したうえ、100万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝評価点÷入札価格×1,000,000

(技術資料の審査)

第7条 技術資料の審査は、業務担当課において行う。

2 業務担当課は、第4条第2項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、あらかじめ、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 業務担当課は、評価結果を決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第8条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ低入札価格調査制度に基づく失格ではないこと。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

(3) 評価値が、標準点を予定価格で除したうえ、100万を乗じて得た数値を下回っていないこと。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。